

## お知らせ

2022年11月18日  
JARD保証事業センター

### 新スプリアス規格への移行措置は継続中!!

- 当初、新スプリアス規格への移行期限は本年11月末までとされていましたが。昨年8月、総務省は新型コロナウイルスによる社会経済への影響を鑑み、その期限を「当分の間」に延長しました。  
しかし、総務省では「今後、新型コロナウイルス感染症の収束や社会経済状況等の回復を踏まえつつ、移行期限を総合的に検討するとともに、それまでの間は、早期に新スプリアス規格へ移行が図られるよう各免許人の状況に応じて対応していく」こととしております。
- 移行措置が必要な無線機は主に次のものです。
  - ① JARL 登録機器・旧技適機器（平成17（2005）年12月以前に製造されたもの）
  - ② 自作・外国製機器で平成19（2007）年以前に免許等を受けたもの
  - ③ 200W超局で、前記①～②にリニアアンプ増設等の手続きを行った無線機等で新規格でないもの
- アマチュア無線局は電波利用の中でも特に出力が大きく（最大1kW）、混信等の影響が大きいことから、より適切な対応が求められます。  
今一度、ご自身の設備の点検をお願いします。  
該当のものがあれば出来るだけ早期に新スプリアス規格へ移行していただきますよう、お早目のスプリアス確認保証のお申込みをお待ちしております。
- スプリアス確認保証に関する情報はこちらをご覧ください。  
<http://www.jard.or.jp/warranty/spurious/index.html>

#### ※ ご注意ください！

「スプリアス確認保証」は、既に無線局に登録済みの無線機を旧スプリアス規格から新スプリアス規格に登録替えするための手続きです。

古い無線機を増設・取り替えるための保証は「基本保証」で、「スプリアス確認保証」ではありませんのでご注意ください。

#### ◎お問い合わせ先：

JARD保証事業センター  
スプリアス確認保証担当  
TEL：03-3910-7286  
メール：sp-con@jard.or.jp